

身体障がい者診断書・意見書(肢体不自由障がい用)

総括表

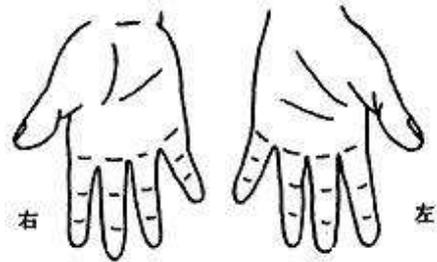
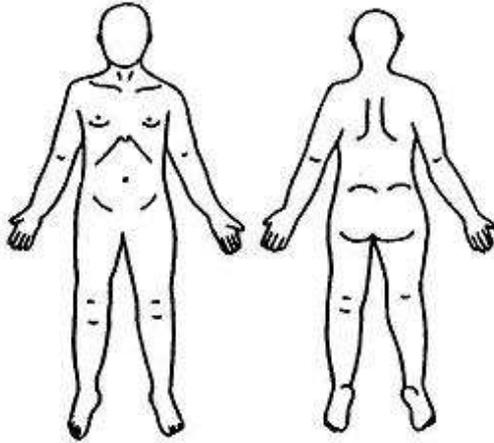
氏名	年 月 日生	男 女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤ 総合所見		
〔 将来再認定 要 ・ 不要 〕 〔 再認定の時期 年 月 〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
<p>身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔障害部位が上下肢及び体幹にまたがる場合は、個別の部位についての等級も記載のこと。ただし、同一疾病による下肢及び体幹の機能障害は、いずれか上位等級の障害で単独認定されるので原則として指数合算を行わないこと。〕</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <p>・該当する。 () 級相当) …個別等級 上肢 級 ・該当しない。 下肢 級 体幹 級</p>		
<p>(注) 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、山形市社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分について、お問い合わせする場合があります。</p>		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下の空欄にその所見に係る補足的な所見を記入すること。）

- 1 感覚障害（下記図示） : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示） : なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参考図示



×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

(注)関係ない部分は記入不要

右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力kg	

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、() 中のものを使う時はそれに○

寝返りする。		シャツを着て、脱ぐ。	
足を投げ出して座る。		ズボンをはいて、脱ぐ（自助具）。	
いすに腰かける。		ブラッシで歯を磨く（自助具）。	
立つ（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）。		顔を洗い、タオルでふく。	
家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		タオルを絞る。	
洋式便器に座る。		背中を洗う。	
排せつの後始末をする。		二階まで階段を上って、下りる（手すり、つえ、松葉づえ）。	
(はしで) 食事をする。(スプーン、自助具)		屋外を移動する(家の周辺程度)(つえ、松葉づえ、車いす)。	
コップで水を飲む。		公共の乗り物を利用する。	

(注) 身体障害者福祉法の等級は、機能障害 (impairment) のレベルで設定されますので、() の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む）

- (1) 歩行能力 : 正常に可能・(2 km・1 km・100m) 以上歩行不能・不能
- (2) 起立位保持 : 正常に可能・(1 時間・30 分・10 分) 以上困難・不能

計測法:

上肢長: 肩峰 → 橈骨茎状突起

前腕周径: 最大周径

下肢長: 上前腸骨棘 → (脛骨) 内果

大腿周径: 膝蓋骨上縁上 10cm の周径 (小児等の場合は別記)

上腕周径: 最大周径

下腿周径: 最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は必要な部分を記入する)

筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 () 頸 () 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 () 体幹 () 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()
右 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 ()
() 外転		内転 () 肩 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 肘 () 伸展		屈曲 ()
() 回外		回内 () 前腕 () 回内		回外 ()
() 掌屈		背屈 () 手 () 背屈		掌屈 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		母 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 (MP) () 伸展		示 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		中 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		環 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		小 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		母 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		示 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		中 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		環 () 屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () () 伸展		小 () 屈曲 ()
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()
() 外転		内転 () 股 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 膝 () 伸展		屈曲 ()
() 底屈		背屈 () 足 () 背屈		底屈 ()

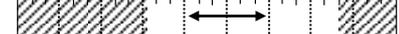
備考

注:

- 1 関節可動域は、他動的な可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線 (Σ) を引く。
- 4 筋力については、表 () 内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減 (筋力0、1、2該当)

- 5 △印は、筋力半減 (筋力3該当)
- 6 ○印は、筋力正常またはやや減 (筋力4、5該当)
- 7 (PIP)の項母指は (IP) 関節を指す。
- 8 DIP その他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
- 9 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展  屈曲 (△)